

隠岐広域連合立隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務仕様書

1. 委託業務名

隠岐広域連合立隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務

2. 目的

隠岐広域連合立隠岐病院は、離島隠岐圏域（島後地区）唯一の入院機能を有する公立病院であり、中核病院としての機能を担っている。現在、当連合隠岐病院事業は、平成 29 年 3 月に策定した新公立病院改革プラン（隠岐病院）〔2017 年度～2020 年度〕に基づき、各種経営改革に取り組んでいるが、将来にわたり島民の期待に応え、良質な医療を提供し続け、地域に必要な病院事業として持続するため、引き続き経営改善に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図る必要がある。

この業務は、経営の健全化が急務となっている中で、隠岐病院の目指す収支目標を達成するために、経営改善に向けた取組を一層推進するとともに、より実効性のあるものとするため、専門的な知識及び実績を有する事業者を経営改革業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結日（平成 31 年（2019 年）5 月下旬予定）から 2020 年 2 月 28 日までとする。

4. 実施場所

隠岐広域連合立隠岐病院（島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 355）

5. 委託業者に求める基本条件

- （1）現在隠岐病院に求められている役割(政策医療、病床規模)等を前提に経営改革計画を策定すること。
- （2）病院執行部や現場職員とコミュニケーションを図るとともに、職員の経営参画意識の啓発を促しながら経営改革計画を策定すること。
- （3）実行支援も継続して参画することを前提とし、計画の進行管理ができる体制であること。

※経営改革計画策定後、その計画に基づいて実行支援業務委託も継続して行う予定。

- （4）経営改革計画策定にかかるノウハウ等を職員に伝授し、人材育成を行うこと。

6. 委託業務の内容

- （1）経営診断業務

①現状把握及び分析・共有化

ア) レセプト分析

- ・ 現行レセプト状況の把握

※レセプト分析にかかる基本様式の提供

イ) 内部環境及び外部環境の把握

- ・ 内部環境：診療体制・医療機能（外来診療科別及び入院病棟別の収支状況の把握）、病院施設設備及び医療機器の整備内容並びに経費等の状況把握

※個別診療科の収支算定等にかかるノウハウの提供

- ・ 外部環境：人口推計、保健・医療・福祉（介護）等の状況把握

(2) 経営改革計画書の策定業務

「(1) 経営診断業務」を踏まえて経営改革計画書を策定することとし、改革計画書の計画期間は、2020 度から 2024 年度までの 5 年間とする。

① 収入増に係る取組内容

- ・ レセプト分析による適正な診療報酬の算定（請求漏れの防止、新たな加算の取得）
- ・ 新公立病院改革プラン（隠岐病院）を基に、当院の担うべき医療機能及び診療体制を再確認した上で、費用対効果を検証した病棟機能の再編に係る算定区分の検討

② 費用削減に係る取組内容

- ・ 医業費用の削減で未着手・不十分な部分を洗い出し、薬品費、診療材料費、委託費、その他経費、時間外勤務等削減の提案
- ・ その他職種間の効率的な業務運用の整理

③ 施設設備の改修計画の策定（施設の有効活用の提案）

現状の施設設備の検討を行い、既存病院施設設備の改修計画及び医療機器の整備計画を基にして、今回の経営改善計画に必要な改修や改築を含んだ施設の有効活用の提案を行う。

④ 島根県及び隠岐の島町からの一般会計繰入金算出方法の見直し

- ・ 院内の原価計算の手法を構築し、各繰出基準項目に係る算出方法の見直しを図る。

※経営計画書策定までの過程に係る取組に当院担当職員も参画し、計画書策定までのノウハウを指導すること。

(3) 院内会議等への連携・調整・報告業務

隠岐病院内外で開催される協議等への参加（月 1 回程度）及び連携調整

- ① 部署又は科ごとに編成した院内ワーキング（仮称）会議に出席し、経営改革計画策定に係る要望及び提案に係る聞き取り並びに現状分析等の報告を行うこと。

- ② 必要に応じて、隠岐病院管理職会議に出席し、業務の進捗状況の報告を行うこと。
 - ③ 構成団体等との繰出基準等に係る協議に出席するとともに、経営改革計画の報告を行うこと。
 - ④ 院内会議等に出席したのち、協議記録を提出すること。
- (4) 経営改革計画に基づく実行支援業務に係る体制及び行動計画作成業務
隠岐病院経営改革計画を達成するために必要な支援体制・方策についての行動計画の策定。

7. 実施体制

- (1) 訪問回数等
 - ・本業務の目的を達成するために、委託金額上限の範囲内で訪問回数等効率的な実施体制の提案を行うこと。
- (2) 統括責任者の配置
 - ・業務内容及び進捗状況等を包括的に把握管理し病院経営に精通した統括責任者を1名配置すること。
 - ・契約期間中の統括責任者の変更は原則認めない。
- (3) 主担当の配置
 - ・必要な専門知識及び経験を有する従業員を主担当（中心となって経営改革計画書の策定を担う者）として配置すること。また、必要に応じて、特定の業務分野の専門性を有する者や主担当を補助する役割を担う者等として副担当を配置すること。
- (4) その他実施体制に関する事項
 - ・受託者は、本件業務を履行するにあたり、一人のみの配置ではなく、統括責任者及び主担当を含めた2名以上の実施体制を整えること。
 - ・業務の内容ごとに専門性を有する従業員を主担当に変更することは可能である。ただし、受託者はいかなる場合でも、業務に従事する主担当を変更するときは、事前に書面をもってその旨を委託者へ通知し、委託者の承認を得るものとする。
 - ・委託者は、配置された受託者の従業員（統括責任者・主担当・副担当）が不適格な者であると認めるときは、受託者に改善の要求又は当該従業員の交代を求めることができる。

8. 隠岐広域連合情報セキュリティポリシーの遵守

業務の実施に当たっては、個人情報保護に関する法令、隠岐広域連合個人情報保護条例及び隠岐広域連合情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

9. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、当院の求めに応じて、紙媒体及び電子データで適宜提出すること。

- ① 経営診断分析等調査報告書
- ② 隠岐病院経営改革計画書(現状把握、分析、取組内容実施計画及び収支計画)
- ③ 会議等における協議等の議事録

10. 業務委託料の支払

業務委託料は、業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。

11. その他

両者が協議の上必要と認める事項については、その都度協議を行うこととする。

その他業務を遂行するにあたって必要な事項については、随時、両者協議の上で決定する。